

					(実施要領)別添1
評価項目		評価内容	審査点数	係数	評価点
			①	②	①×②
1	人員体制や実績等の事業者適格性【20点】	(1)実施体制【様式5、様式6】			
		ア【総括責任者の経歴】及び【担当者の経歴】 ・ 本業務を実行する上で、各自の実績等を活かすなど、工夫がされた人選となっているか。 ・ 病院の経営コンサル等、診療報酬を取り扱う類似業務の経験のある者が配置されているか。	5点	2.0	10点
		イ【人員配置】 ・ 本業務を実行する上で、各自の実績等を活かすなど、工夫がされた人員配置となっているか。 ・ 事業を遂行する上で、十分な人数の人員が配置されているか。	5点	2.0	10点
2	業務目標達成のための基本事項【10点】	(1)業務のスケジュール【様式7】			
		・ 業務の内容、段取り、手順及び各業務間の関係性が明示されているか。	5点	1.0	5点
		(2)個人情報保護等情報管理体制【様式7】			
		・ 個人情報等の取扱方法について記載されているか。 ・ 個人情報等の管理上の効果的な対策(運用上の仕組みやルール作り)について記述されているか。 ・ 個人情報等保護に関する従業者への効果的な研修対策(計画)について記述されているか。	5点	1.0	5点
3	実施する業務の適切性【60点】	(1)「面倒見のいい病院」のコンセプト等に関する提案【様式8】			
		・ 近年の国の動向を踏まえた説明を行っているか。 ・ 奈良県の実情を踏まえた納得感のある提案となっているか。 ・ 医療機関に受け入れてもらえるような工夫がなされているか。	5点	4.0	20点
		(2)病院関係者への浸透・病院での活用に関する提案【様式9】			
		・ より多くの病院関係者の方に浸透させ活用してもらう方法を提案しているか。 ・ 「面倒見のいい病院」の機能強化の取組が進まない原因を分析した提案となっているか。	5点	4.0	20点
		(3)リーフレットに関する提案【様式10】			
		・ 医療・介護分野について十分な知見がない一般の県民であっても理解しやすい内容となっているか。 ・ 自分がどの機関のどのようなサービスを利用しているか理解しやすい工夫がなされているか。	5点	4.0	20点
4	経費の妥当性【10点】	(1)経費の妥当性【様式11】			
		・ 評価点数は次の式により求める。 ・ 評価点数＝10点×(最も安価な見積額÷当該提案者が提示する見積額) (小数点以下切り捨て)			10点
合 計					100点

○審査点数は、提案内容の評価結果により、次の5段階で行う。
(優れている:5点、やや優れている:4点、普通:3点、やや劣る:2点、劣る:1点)
なお、評価は絶対評価とする。

○採点は、合計点で評価を実施する。(満点は100点)

○提案が複数ある場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ審査委員会の合議により認められたものを、最優秀提案者として選定する。

ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が1項目以上ある提案者は、受託業者として特定しない。

○提案者が1者の場合、評価基準による得点が満点の6割以上で、かつ審査委員の合議により認められたものについては、当該提案者を受託事業者として特定することとする。

ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が1項目以上ある提案者は、受託業者として特定しない。